議案第5号

東郷町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

東郷町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説明

この案を提出するのは、職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

東郷町職員の服務の宣誓に関する条例(昭和36年東郷町条例第20号)の一部 を次のように改正する。

第2条第1項中「の面前において」を「に」に、「に署名して」を「を提出して」 」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

服務の宣誓について、面前における宣誓書の署名を不要とすること。 (第2条 関係)

3 施行期日

公布の日から施行すること。